

令和2年度
二次募集

ふくい市民活動基金助成 応募要領

～新型コロナウイルス感染症対策支援～



- 募集期間 令和2年6月12日（金）
～ 7月10日（金）17時必着
- 対象団体 非営利公益市民活動団体 ※詳細は別記
- 助成額 1団体につき 上限10万円（助成率100%）

福井市市民生活部 市民協働・ボランティア推進課
福井市非営利公益市民活動促進助成事業

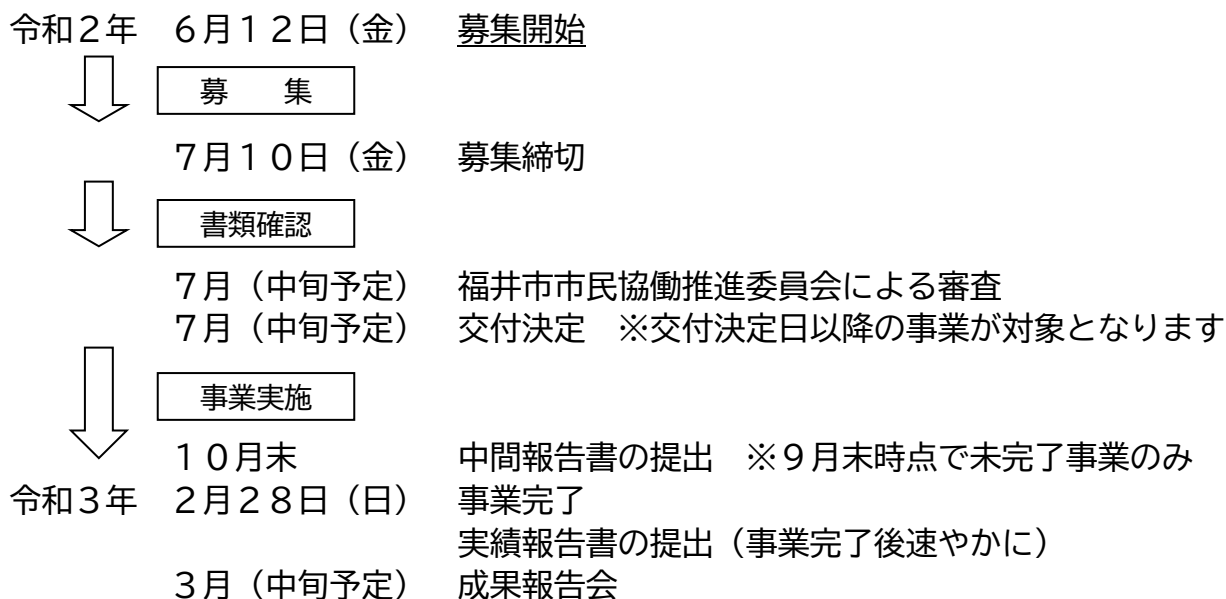
助成要件及び対象団体について

1 助成の枠組

助成区分	チャレンジコース
趣 旨	市民活動団体の柔軟、機動的かつ先駆的な取組みで、特に新型コロナウイルス感染症対策の取組みに必要な事業を支援します。
対象事業	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により生じる社会的課題に対応する事業のうち次の項目を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる効果が市内で生じるもの ・市の施策の方針に反しないもの ・国、地方公共団体の財政的支援を受けないもの ・助成金の交付決定後に着手し、当該年度の2月までに完了するもの ・事業実施に感染拡大の予防対策がされているもの <p>◎事業例（下記の事業例に限定されない、発想豊かな提案を募集します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や福祉施設等に感謝の気持ちを届ける事業 ・マスク、フェイスシールド等を作成し、必要とする施設に寄付する事業 ・自粛生活に伴う、高齢者や子ども、生活困窮者等への生活を支援する事業 ・感染症への不安を抱えた人や自粛生活による健康、心をケアする事業 ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を普及、啓発、実践する事業 など
対象団体	<p>次の全てに該当する団体であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利公益市民活動団体であること (NPO法人、市民活動・ボランティア団体) ・市内（学生を主体とする団体にあつては県内）に主たる事務所等を有すること ・市税の滞納がないこと ・過去5年間に虚偽の申告、不正の事実等による処分を受けていないこと ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと <p>※令和2年度において、すでに助成金交付決定された団体のうち、交付決定された事業と明らかに異なる事業かつ上記対象事業の要件を満たしている事業を実施する団体に限り対象とする。</p>
助成金額	1団体につき 上限 10万円 (総 額 40万円)
助 成 率	対象経費×100%
助成回数	二次募集において 1団体につき1回
審査方法	審査基準に基づいた書類審査 (審査過程において、内容への質問をすることがあります)
その他	<p>※募集・審査内容などご不安な点はお気軽にお問い合わせください。</p> <p>※助成団体に対しては、本市の市民協働推進事業（本助成事業や基金のPR、職員研修等）へのご協力をお願いすることがあります。</p>

助成スケジュールについて

1 スケジュール



※助成対象事業者は、成果報告会に出席する必要があります。

※必ず2月末までに事業を完了し、余裕を持ったスケジュールで実施してください。

提出書類について

- 1 提出期限 令和2年7月10日(金) 17時必着
- 2 提出先 福井市市民生活部 市民協働・ボランティア推進課
(福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階 福井市総合ボランティアセンター内)
- 3 提出方法 窓口提出又は郵送
- 4 提出物 下記の書類を全て提出してください。
 - ・助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・申請者概要書(様式第1-2号)
 - (添付書類 各1部)
 - ①団体の会則など(会則のない団体は事前にご相談ください)
 - ②団体役員等の名簿
 - ③法人の場合には登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
 - ④助成金振込先口座の通帳の写し
 - ⑤団体の年間活動と予算規模が分かる事業報告書、決算書等
 - ⑥その他、活動状況や事業説明に要する新聞記事、写真等
 - ・実施計画書(様式第2号)
 - ・収支予算書(様式第3号)

※各様式は、福井市市民協働・ボランティア推進課のページ及び福井市ボランティアネットからダウンロードできます。

※提出書類は、審査で使用するほかホームページ等で公開することがあります。

※申請書類は返却いたしません。書類は全てコピーし、お手元に保管してください。

助成対象経費について

1 助成対象経費の一覧

科目	対象経費の例	対象とならない経費の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、アルバイト等）※謝礼には、謝金に代わる物品（菓子折り等）を含む ・調査、研究、団体会員が助成事業に従事した時間等に係る報償費等（本人が業務日誌に記載した時間に限り、福井市非常勤職員及び臨時的任用職員に関する取扱い要綱の定める賃金単価を上限とする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体会員を対象とした研修講師への謝礼 ・社会通念上の儀礼に係る経費（手土産、花束等） ・経常経費と区別できないもの ・日報等で裏付けできないもの
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の交通費（電車代、バス代） ・講師の宿泊代 ・外部スタッフ及び団体会員の交通費（団体の旅費規程がない場合は、本市の旅費規程に則る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者の交通費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会報の作成費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のための物品の購入費（マスク、消毒液等） ・機材や資材の購入費（コピー用紙、ゴミ袋、塗料等） ・コピー料 	<ul style="list-style-type: none"> ・私物と区別できないもの ・寄付を目的としたもの ・参加者への記念品、参加賞等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等送料（ハガキ、切手代、宅配便等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話代（プリペイド式携帯電話を含む） ・インターネット接続料
保険料	助成対象事業に係る保険 <ul style="list-style-type: none"> ・行事保険 ・団体会員以外のボランティア活動保険（ボランティアスタッフ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の年間活動に対する保険（NPO活動総合保険等） ・団体会員自身の活動保険
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な技術、資格、知識を必要とする委託料（ステージの電気設備設営等） 	団体が直接実施することができるもの
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・外部スタッフや団体会員の駐車料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の駐車料金
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告費 ・事業実施に要する水道光熱費及び燃料費（経常的な経費と区別できるものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食費（講師飲食代含む） ・備品（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合には5万円以内で認める） ・経常経費と区別できないもの ・金融機関への振込手数料

2 注意事項

- ・団体の運営や日常活動にかかる経費は対象となりません。
- ・交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。決定日前に着手が認められた事業については、本助成の対象外となります。
- ・上記の助成対象経費に該当するか、慎重に確認してから支出してください。ご不明な点は、福井市市民協働・ボランティア推進課までお問い合わせください。
- ・助成対象経費に該当する支払証拠書類（領収書、日報等の帳簿その他）は、他の事業に関する資料と区別して5年間保存してください。

審査について

1 審査基準の一覧

項目	視点
必要性 緊急性	・新型コロナウイルス感染症対策の支援に必要とされている ・事業の実施が緊急的に必要とされている
協働性	・市と適切に役割分担している ・市と協働することでメリットが生じている
市民活動の特性	・行政と異なる視点が活かされている ・申請者の専門性やネットワークが活かされている
自立性 継続性	・将来にわたり自立的な事業運営を企図している ・助成金以外の事業収入がある
開放性	・事業対象や会場が市民に開かれている ・他の団体や市民と連携している
客観性 実現性	・事業内容や予算が客観的かつ現実的である ・目的に対して適切な事業規模、予算規模である ・事業実施に感染拡大の予防対策がされている
公益性	・趣味的、互助的な活動でない ・社会的に広く認知された課題の解決を目的としている
ボランティアとの関連性	・ボランティアと積極的に参加を求めている ・今後のボランティア活動の活性化が期待できる

2 審査員

- ・審査は、公募市民、市民活動団体関係者、事業者、学識経験者など計10名で構成する福井市市民協働推進委員会が行います。
- ・市は、委員会による審査意見に基づき助成対象事業及び助成金額を決定します。

3 審査の方法

- ・書類により審査します。（公開プレゼンテーションは行いません。）
- ・提出された申請書類について、審査過程で内容への質問をすることがあります。

交付決定後について

1 事業の着手

交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。

決定日前に着手が認められた事業については、本助成の対象外となります。

ただし、申請のための事業の企画・立案・内部会議等については、補助対象経費からは除きますが、着手としては扱いません。

2 事業内容の変更

助成金の交付決定後に事業内容や経費の配分を変更する場合は、軽微な変更を除き、事前に助成金交付変更申請書（様式第6号）を提出して承認を得てください。

ただし、助成金の増額はできません。

3 交付の辞退

助成金の交付決定後に助成事業を中止する等、助成金の交付を辞退する場合は、速やかに助成金交付辞退届出書（様式第8号）を提出してください。

4 概算払

助成金は、交付決定額の50%の範囲内で概算払ができます。希望する団体は、助成金交付概算払請求書（様式第15号）により請求してください。

5 事業実施後の報告

助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第9号）に次の関係書類を添えて、速やかに提出してください。

(1) 実施報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 助成対象経費に該当する領収書、帳簿、その他収支に係る書類等の写し

(4) その他事業の内容及び成果を表す書類（当日の写真、広告物等）

※9月末日時点で事業が完了していない場合は、10月末日までに中間報告書（様式第12号）を提出してください。

※助成対象経費に該当する支払証拠書類（領収書、日報等の帳簿その他）は、他の事業に関する資料と区別して5年間保存してください。

6 成果発表会

助成を受けた団体には、助成金を受け実施した事業の成果を広くPRすることを目的として、公開の場で事業の成果を発表していただきます。団体活動の周知や活動への参加を呼びかける機会にもなりますので、この場をぜひご活用ください。

7 助成金交付の取り消し、助成金額の返還

次のような場合は、助成金交付決定を取り消し又は助成金の額を減額し、すでに交付した助成金がある場合、その全部又は一部を返還していただきます。

(1) 交付決定日前の事業着手が認められたとき。

(2) 虚偽や不正な行為で助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 事業の全部又は一部ができなくなったとき。

(4) 市長が不相当と認めたとき。

交付決定後について

8 その他

助成事業を実施するときには、チラシ等に次の画像を掲載してください。

助成決定後に画像データをお渡しします。



助成金の確定交付について

事業実施後に提出された実績報告書等の書類を審査し、助成金の額を確定します。

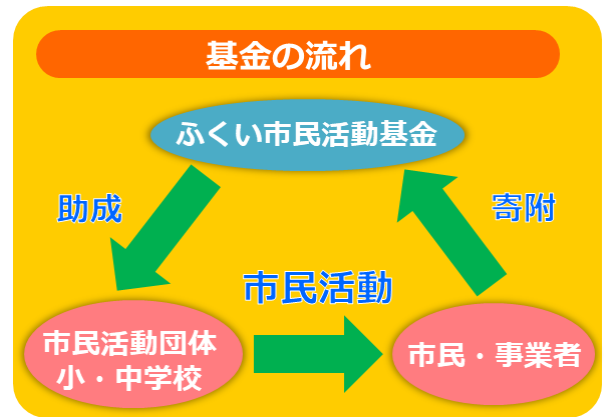
金額の確定後、助成金交付請求書（様式第14号）により、助成金の交付（概算払を受けている場合には、差引いた残りの額の交付）を行います。

実際に支払われる助成金額は、「交付決定額」又は「助成対象経費総額×補助率（100%）」のうち、いずれか低い金額となります。

福井市非営利公益市民活動促進助成事業（ふくい市民活動基金助成）について

この事業は、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例(平成16年福井市条例第2号)に基づき、非営利公益市民活動の促進を通じて豊かな地域社会をつくることを目的として、市民活動団体が取組む公益的な事業を支援するために実施しています。

この事業の財源である福井市非営利公益市民活動促進基金（ふくい市民活動基金）は、市民や事業者の皆様から頂いた寄付金等を積み立てて運用しています。



令和元年度にふくい市民活動基金へご寄付いただいた皆様

株式会社アイビックス	株式会社協和パッキン商会	大和リース株式会社 福井営業所	福井信用金庫
株式会社アイル保険センター	樹林株式会社	株式会社竹中工務店 福井営業所	福井ツバメ商事株式会社
曉産業株式会社	銀扇福井株式会社	ちきゅう未来株式会社	株式会社平和堂
株式会社旭エレクトロン商会	医療法人 健康会	有限会社坪川自動車	株式会社ホクシン
有限会社朝日室内工業	合同電機株式会社	株式会社デルタコンサルタント	株式会社北陸環境科学研究所
アサヒテクノフォート株式会社	酒井電機株式会社	株式会社ナイガイ	株式会社ホーコース
株式会社アスワ村田製作所	さわやかライフ白洋舎	ナガイ造園有限会社	松井策建設株式会社
株式会社安部書店	株式会社サンワコン	中野建設株式会社	丸一調査設計株式会社
荒川レース工業株式会社	株式会社ジェスクホリウチ 福井支店	株式会社ニシデ・コンストラクション	株式会社マルキヤ宣広社
井上金庫販売株式会社	自治労福井市職員労働組合	日本管財株式会社	株式会社マルツ電波
イワイ株式会社	ジビル調査設計株式会社	日本システムバンク株式会社	株式会社丸和
有限会社上田産業	医療法人秀峰会 本多レディースクリニック	日本ミール株式会社	三谷設備株式会社
株式会社ウォーターエージェンシー	伸海エンジニアリング株式会社 福井支店	NEO証誠プロジェクト	株式会社南谷金物
えちぜん鉄道株式会社	有限会社新星設備	株式会社野村塗装店	みのる産業株式会社
有限会社オタ広告社	新富産業株式会社	畑 みゆき	村中建設株式会社
上屋敷工業株式会社	株式会社新内	福井環境事業株式会社	株式会社山崎塗装店
加畑 雄大	スキット株式会社	福井県環境保全協業組合	株式会社山本タイヤ商会
勤和工業株式会社	株式会社センボー建築事務所	福井県基準寝具株式会社	有限会社吉本重建
株式会社キッチンプラント	株式会社ソルベックス	一般社団法人福井市医師会	薫田建設株式会社
有限会社木村工機	株式会社第一コンサル	福井市古紙等リサイクル協同組合	株式会社渡辺
有限会社京新自動車	第一デンタル株式会社	株式会社福井市緑化木センター	(50音順)

<お問い合わせ・ご提出先>

福井市 市民生活部 市民協働・ボランティア推進課

開所時間：【火～金】9:00～21:00 【土・日】9:00～17:00

休所日：月曜・祝日（土・日を除く）

〒910-0006 福井市中央1丁目2-1ハピリン4階

福井市総合ボランティアセンター内

TEL：0776-20-5107 FAX：0776-20-5168

E-mail：volunteer@city.fukui.lg.jp

HP：http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/kikin/r02nijibosyu.html